

社会福祉法人緑成会 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 男性の育児休業取得期間 2 週間以上の割合を 50%とする。

《対策》

- 令和 8 年 4 月～ 配偶者が妊娠した男性職員に対し、育児休業取得時の制度の説明と育児休業を取得しやすい環境を整備する。
- 令和 9 年度～ 毎年度継続して職員へ周知していく。

目標 2 フルタイム労働者のうち、25 歳～39 歳の労働者の法定時間外・法定休日労働の平均が各月 10 時間未満とする。

《対策》

- 令和 8 年 4 月～ 特に子育て世代の労働者について、仕事と家庭の両立を進めるため、職員間で互いに助け合う職場風土の醸成を行う。